

○大雪消防組合事務決裁規程

〔平成10年1月23日〕
訓令第1号

改正 平成11年12月28日訓令第2号 平成18年2月1日訓令第1号
平成19年2月26日訓令第3号 平成23年3月17日訓令第4号
平成25年3月1日訓令第2号 平成26年4月8日訓令第12号
平成28年3月28日訓令第1号 令和2年3月31日訓令第2号

大雪消防組合事務決裁規程（昭和48年訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大雪消防組合における事務決裁について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）決 裁 権限を有する者（以下「決裁者」という。）が、その権限に属する事務の処理について最終的に意思決定を行うことをいう。
- （2）専 決 副管理者、主監、消防長、次長、課長及び署長の職にある職員が、管理者又は消防長の権限に属する事務のうち、この規程に定められた範囲の事項について決裁を行うことをいう。
- （3）代 決 決裁者又はこの規程に基づき専決をすることができる職員（以下「専決者」という。）が不在の場合に、この規程に定められた職員が、不在者に代わって事務を決裁することをいう。
- （4）不 在 出張その他の理由により、決裁又は専決を経ることができない状態をいう。
- （5）課長等 大雪消防組合消防本部に関する規則に規定する課長及び大雪消防組合消防署の組織等に関する規程に規定する署長をいう。

（心得）

第3条 専決者及び代決をする職員は、常に上司の意を体し、よくその趣旨をわきまえ、適切かつ公正に事務を処理しなければならない。

（決裁）

第4条 管理者及び専決者の決裁事項は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 管理者の決裁事項中、次に掲げる消防署に属する事務については、当該消防署所管の副管理者が専決できるものとする。

東消防署
当麻消防署
比布消防署
愛別消防署

3 専決者は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられていない事項であっても専決に属する事務に準ずる事項については、これを専決することができる。

（専決事項の委譲）

第5条 専決者は、その専決できる事項の一部をあらかじめ指定し、所属の職員に決裁させることができる。

（代決）

第6条 代決を行うことができる職員及び代決の順序は、別表第4に定めるとおりとする。

（専決及び代決の制限）

第7条 この規程により専決できる事務であっても、次の各号のいずれかに該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。

- （1） 異例に属し、又は先例になると認められる事項
- （2） 紛議論争のある事項又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項
- （3） 規定の解釈上疑義が認められる事項
- （4） 上司の指揮で起案した事項
- （5） その他特に上司の決裁が必要と認められる事項

2 代決しようとする事項が次の各号のいずれかに該当するものについては、代決することができない。ただし、上司の承認を得たものについては、この限りでない。

- （1） 当該事項の重要度に応ずる緊急性がないと認められるもの
- （2） 重要又は異例と認められるもの
- （3） 新たな計画に関するもの

（専決及び代決後の措置）

第8条 専決者は、事務を専決した場合において必要と認めるときは、遅滞なく専決した事項を上司に報告しなければならない。

2 代決した事務については、速やかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日訓令第2号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月1日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成19年2月26日訓令第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日訓令第4号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日訓令第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日訓令第12号）

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日訓令第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 事務の管理及び執行

事 項	決 裁 区 分			
	管理者	専 決 者		
		主 監	消 防 長	課 長 等
1 構想及び計画 (1) 基本構想、基本計画及び実施計画の策定	○			
(2) 年間事業計画の決定及び変更	重 要	やや重要		軽 易
2 議会の招集	○			
3 議会等に対する議案の提出、報告、協議事項及び諮問	○			
4 議会の権限に属する事項及び議会の委任による事項の専決処分	○			
5 規則及び訓令の制定又は改廃	○			
6 庁達等の制定又は廃止	重 要	やや重要	軽 易	
7 公告、告示、公示、公示送達及び指令	重 要	やや重要	軽 易	
8 事務の委任及び補助執行	○			
9 他の地方公共団体及び公共的団体との間の交際事務委託並びに財産の譲与等	○			
10 附属機関の委員、専門委員及び行政モニター等の協力員の任免又は委嘱	○			
11 審査請求、訴訟、和解、あっせん調停及び仲裁	○			
12 請願、陳情及び建議の処理	重 要	軽 易		
13 損害賠償の請求		重 要	やや重要	軽 易
14 儀式、報償及び表彰の決定	○			
15 寄附の受納	重 要	やや重要	軽 易	
16 国、道等に対する申請、届出、報告及び文書の送達	重 要	やや重要	軽 易	
17 国、道補助金に係わる事務 (1) 補助金事業の実施決定	○			
(2) 補助金事業の交付申請		重 要	軽 易	
(3) 補助金事業の着手報告			○	
(4) 補助金事業の遂行状況報告			○	
(5) 補助金事業の計画及び額の変更承認	重 要	やや重要	軽 易	
(6) 補助金事業の完了報告			○	
(7) 補助金事業の実績報告			○	
18 経由進達文書の処理 (1) 副申を要するもの	重 要	やや重要		軽 易
(2) 副申を要しないもの				○
19 照会、回答		重 要	やや重要	軽 易
20 各種委員会の開催及び研修会視察の計画実施	重 要	やや重要		軽 易

第3編 行政一般（大雪消防組合事務決裁規程）

21 行事、会議等の主催、共催及び後援	重 要	やや重要		軽 易
22 申請、通知、通達文書、届出等の受理及び処理				○
23 公簿等の管理				○
24 公簿等の閲覧許可及び諸証明				○
25 事務の調査、資料の収集及び定期報告		重 要	やや重要	軽 易
26 勤務日誌、その他日表類の検閲				○
27 係内事務分担の決定				○
28 歳入歳出外の現金、有価証券の事務処理				○
29 契約事務				
(1) 入札参加資格要件の決定		○		
(2) 入札参加の資格審査		○		
(3) 競争入札参加者の指名	250 万円 以 上	250 万円 未 満		130 万円 未 満
(4) 違約金の徴収				○
(5) 監督及び検査の委託		重 要	やや重要	軽 易
30 工事に係わる事務		130 万円 以 上		130 万円 未 満
(1) 工事の検定及び検査員の任命				○
(2) 工事監督員の任命				○
(3) 工事の着工届、完成届及び受渡書		130 万円 以 上		130 万円 未 満
(4) 工事の設計図書の審査	重 要	やや重要		軽 易
(5) 工事資材の検査				○
(6) 工事の設計変更及び工期の変更決定		重 要	やや重要	軽 易
31 不用品の処分	100 万円 以 上	100 万円 未 満	20 万円 未 満	10 万円 未 満
32 住民の要望、陳情等の受理及び回答	重 要	やや重要		軽 易
33 消防団員の任免に関する承認			○	
34 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任免			○	

2 予算の執行

(1) 管 理

事 項	決 裁 区 分			
	管理者	専 決 者		
		主 監	消 防 長	課 長 等
1 予算に関する見積書参考資料等の作成				○
2 予算執行計画の作成				○
3 予算の流用・充用			○	
4 決算調書の作成				○
5 資金前渡による支出			○	
6 資金前渡による支出の清算事務			○	
7 戻入及び振替			○	

第3編 行政一般（大雪消防組合事務決裁規程）

8 支出命令	別表第2による
--------	---------

(2) 歳入

事 項	決 裁 区 分			
	管理者	専 決 者		
		主 監	消 防 長	課 長 等
1 収 入				
(1) 調査決定、賦課及び収入命令		重 要		軽 易
(2) 納入通知書及び督促状の発付又は公示送達				○
(3) 納期限の変更、徴収の猶予及び分納			○	
(4) 減免（法令、条例及び規則に定型的な基準のあるもの）				○
(5) 減免（前号以外のもの）		○		
(6) 異議申立ての処理		重 要	軽 易	
(7) 滞納処分の執行、執行停止及び執行猶予		○		
(8) 過誤納金の還付及び充当命令				○
(9) 欠損処分		○		
2 国、道支出金等の決定及び確定通知処理				
(1) 交付決定通知の受理			○	
(2) 交付確定通知の受理			○	
(3) 収入手続きの処理（概算請求を含む）			○	
3 歳入の調定				○

(3) 歳出（発議、契約の締結、支出負担行為の整理）

事 項	決 裁 区 分			
	管理者	専 決 者		
		主 監	消 防 長	課 長 等
1 報酬、給料、職員手当及び共済費				○
2 災害補償、恩給及び退職年金				○
3 報償費	30万円以上	30万円未満		10万円未満
4 旅費				○
5 交際費	○			
6 食糧費	20万円以上	20万円未満		5万円未満
7 物品及び原材料（印刷製本費を含む。）の購入の決定、予定価格の決定、契約の締結及び検査	100万円以上	100万円未満		20万円未満
8 物品及び原材料の単価契約の決定、契約の締結及び検査	100万円以上	100万円未満		20万円未満
9 物品の修繕決定、予定価格の決定、契約の締結及び検査	100万円以上	100万円未満		20万円未満
10 構築物及び附帯設備の修繕の決定、予定価格の決定、契約の締結及び検査	250万円以上	250万円未満		50万円未満

第3編 行政一般（大雪消防組合事務決裁規程）

11 光熱水費、燃料費、通信運搬費の施行の決定、予定価格の決定、契約の締結及び検査				○
12 広告料の施行の決定、予定価格の決定			○	
13 手数料、保険料の施行の決定、予定価格の決定、契約の締結及び検査				○
14 委託料、使用料及び賃借料の施行の決定、予定価格の決定、契約の締結及び検査	100 万円以上	100 万円未満		20 万円未満
15 工事施工の決定、予定価格の決定、契約の締結	250 万円以上	250 万円未満		50 万円未満
16 公有財産購入の決定、予定価格の決定	100 万円以上	100 万円未満		20 万円未満
17 負担金、補助金及び交付金	100 万円以上	100 万円未満		50 万円未満
(1) 協議会等団体構成員義務負担金				
(2) 会議負担金				○
(3) 前号以外の負担金、補助金及び交付金	50 万円以上	50 万円未満		10 万円未満
18 補償金、補填金および賠償金	50 万円以上	50 万円未満		10 万円未満
(1) 補償金				
(2) 補填金及び賠償金	○			
19 扶助費、償還金、公課費、公債費、利子割引料				○
20 貸付金、積立金、繰出金、寄附金、投資及び出資金	○			

3 サービス関係

事 項	決 裁 区 分			
	管理者	専 決 者		
		主 監	消 防 長	課 長 等
1 出張命令及び復命				
(1) 副管理者及び主監	○			
(2) 消防長		道 外	道 内	
(3) 課長等			○	
(4) 前各号以外の職員				○
(5) 消防団員				○
2 年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇等				
(1) 消防長		長期異例	○	
(2) 課長等			○	
(3) 前各号以外の職員				○
3 時間外勤務命令及び休日勤務命令				○
4 勤務を要しない日の振替等				○
5 事務の引継				
(1) 消防長		○		
(2) 課長等			○	
(3) 前各号以外の職員				○

備考 支出命令と兼ねる支出負担行為伺伝票の決裁、専決区分は、別表第2の支出命令の決裁区分による。

別表第2（第4条関係）

支出命令の決裁区分

区 分	支 出 命 令 の 決 裁 区 分		
	管 理 者	主 監	消 防 長
1 報 酬			○
2 給 料			○
3 職 員 手 当 等			○
4 共 濟 費			○
5 災 害 補 償 費			○
6 恩 給 及 び 退 職 年 金			○
7 報 償 費		10万円以上	10万円未満
8 旅 費			○
9 交 際 費	○		
10 需 用 費			
消 耗 品 費		20万円以上	20万円未満
燃 料 費		20万円以上	20万円未満
資 料 費		20万円以上	20万円未満
医 療 器 材 費		20万円以上	20万円未満
食 糧 費		5万円以上	5万円未満
印 刷 製 本 費		20万円以上	20万円未満
修 繕 料		20万円以上	20万円未満
光 熱 水 費			○
11 役 務 費			
通 信 運 搬 費			○
保 管 料			○
広 告 料			○
手 数 料			○
筆 耕 翻 訳 料			○
火 災 保 險 料			○
自 動 車 損 害 保 險 料			○
12 委 託 料		100万円以上	100万円未満
13 使 用 料 及 び 賃 借 料		100万円以上	100万円未満
14 工 事 請 負 費	250万円以上	250万円未満	50万円未満
15 原 材 料 費		100万円以上	100万円未満
16 公 有 財 産 購 入 費	100万円以上	100万円未満	20万円未満
17 備 品 購 入 費		50万円以上	50万円未満
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金			
人 件 費 に 係 わ る も の			○

第3編 行政一般（大雪消防組合事務決裁規程）

負 担 金		5万円以上	5万円未満
補 助 金 及 び 交 付 金		5万円以上	5万円未満
19 扶 助 費			○
20 貸 付 金		10万円以上	10万円未満
21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	100万円以上	100万円未満	50万円未満
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料			○
23 投 資 及 び 出 資 金	100万円以上	100万円未満	50万円未満
24 積 立 金	100万円以上	100万円未満	50万円未満
25 寄 附 金	100万円以上	100万円未満	50万円未満
26 公 課 費			○
27 繰 出 金		○	

別表第3（第4条関係）

条 項		区 分	事 務 内 容	決 裁 区 分		
				消 防 長		署 長 決
				専 決	決 裁	
消	第3条		屋外の火災予防・消防活動の障害除去のための措置命令			○
	第4条、第4条の2		火災予防上の資料提出命令及び立入検査			○
	第5条		防火対象物に対する改修・移転、使用の停止、禁止等の措置命令			○
	第7条		建築許可等の同意			○
	第8条		消防計画の作成、防火管理者選任等の届出			○
	第8条の2の2		防火対象物の定期点検報告			○
	第8条の2の3		防火対象物の点検及び報告の特例認定		○	
	第9条の2		圧縮アセチレンガス等の貯蔵届出			○
	第10条	危 険 物 製 造 所 等	仮貯蔵取扱の承認及び検査指導等		○	
	第11条、第11条の2		製造所等の設置（変更）許可、完成検査及び完成検査前検査等	○		
第11条の4	種類数量の変更届出		○			
第11条の5	貯蔵又は取扱いに関する基準適合命令		○			
第12条	位置・構造・設備等の基準、維持及び適合措置命令		○			
第12条の2、第12条の3	製造所等の使用停止命令、緊急時の使用停止命令		○			
第12条の6、第13条	製造所等の用途廃止、危険物保安監督者の選（解）任届出		○			
第14条の2	予防規程の認可及び変更命令		○			
第16条の3	事故時の応急措置命令等		○			
法						

第3編 行政一般（大雪消防組合事務決裁規程）

	第16条の5	製造所等の資料提出命令及び立入検査	○		
	第16条の6	無許可の貯蔵又は取扱いに対する措置命令	○		
	第17条の3の2、第17条の14	消防用設備等の工事着工、設置届出及び検査			○
	第17条の3の3	消防用設備等の点検及び報告			○
	第17条の4	消防用設備等の適合措置命令			○
	第20条、第21条	消防水利及び消防水利の指定			○
	第22条	火災警報の発令	○		
	第23条	たき火、喫煙の制限	○		
	第23条の2	火災警報区域の設定			○
	第29条	消火活動中における緊急措置	第2項関係		○
			第3項関係		○
	第30条	水利の緊急措置、事前協議			○
	第31条～第35条の2	火災の調査及び調査権の行使			○
消防法施行令	第32条	消防用設備の特例		○	
危険物の規則に関する政令	第23条	危険物施設の特例	○		
大雪消防組合 火災予	第17条の3	火気設備の基準の特例			○
	第29条	火災警報の発令に伴う火気使用制限			○
	第29条の6	住宅用防災機器の基準の特例			○

第3編 行政一般（大雪消防組合事務決裁規程）

防 条 例	第 34 条 の 3	指定数量未満の危険物、指定可燃物の貯蔵取扱い及び基準の特例			○
	第 40 条	消防用設備等の基準の特例			○
	第 49 条 の 3 ～ 第 53 条	各種届出			○
	第 54 条	少量危険物の貯蔵及び取扱うタンクの水張検査等			○
大 雪 消 防 組 合 危 険 物 の 規 制 に 関 す る 規 則	第 8 条	危険物製造所等災害発生届出書	○		
	第 9 条	各種資料提出	○		
	第 10 条	政令第9条第1項第1号ただし書、製造所等の位置の特例	○		
そ の 他	消防法第9章の罰則規定に該当する事項及び改善指示事項	指示書			○
		警告書及び命令書等	○		
	消防用設備及びその他の各種検査、調査、証明書等の発行				○
	危険物関係の許可書、タンク検査済証等の再交付		○		
	防火管理者修了証交付及び再交付			○	

別表第4（第6条関係）

決裁者又は専決者 若しくは決定者	代 決 の 順 位		
	第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
管 理 者	主 監	消 防 長	次 長
主 監	消 防 長	次 長	主 務 の 課 長
消 防 長	次 長	主 務 の 課 長	主 務 の 参 事
課 長	主 務 の 参 事	主 務 の 課 長 補 佐	主 務 の 係 長
署 長	副 署 長	主 務 の 管 理 官	主 務 の 次 席
係 長	主 務 の 主 査	主 務 の 主 任	

(~380)